

二級
木造 建築士死亡（失そう宣告）届

下記の者は、平成・令和 年 月 日 死亡いたし 失そう宣告を受け ましたので
関係書類を添え、建築士法第8条の2に基づき届け出ます。

令和 年 月 日

宮城県知事 殿
宮城県指定登録機関
一般社団法人 宮城県建築士会会長 殿

住 所

届出義務者の氏名

本人との続柄

連絡先電話番号

記

1 氏^{し め い}名

2 生年月日 昭和・平成 年 月 日

3 本籍（地番まで）

4 登録番号 第 号

5 登録年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

※ 免許証原本、住民票(除票)の写し/マイナンバーの記載のないもの(原本)を添付して事由生じた日から30日以内に届け出て下さい。